

専門家派遣事業実施要領

(事業の目的)

第1 専門家派遣事業（以下「事業」という。）は、県内の創業者や経営の向上を図る中小企業者等が抱える種々の問題（経営、技術、人材、情報化等）に対して民間の専門家を活用し、適切な診断・助言を行うことにより問題の解決を図り、もって創業者や経営の向上を図る中小企業者等の順調な発展・成長を促進することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、「中小企業者等」とは、次の各号の何れかに該当する者とする。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する者
- (2) 任意のグループ（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）
- (3) 創業を予定する者

(対象事業者)

第3 この事業の対象となる事業者は、中小企業者等であって、次の(1)から(3)の要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 創業又は経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等であること。
- (2) 創業又は経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。
- (3) 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

(対象企業の選定)

第4 診断・助言を希望する中小企業者等は、専門家派遣要請書（第1号様式）を公益財団法人21あおり産業総合支援センター（以下「センター」という。）に提出しなければならない。

- 2 センターは、前項による要請を受けたときは、当該要請をした中小企業者等に対して現地調査、ヒアリングを実施することができる。
- 3 センターは、上記要請書の内容等に基づき検討の上、本事業の対象企業（以下「対象企業」という。）を選定する。

(専門家派遣方針の策定)

第5 センターは、前条により選定した対象企業への専門家派遣方針（第2号様式）を定めるものとする。

- 2 前項の専門家派遣方針では、次の事項を定める。
 - (1) 派遣専門家

- (2) 専門家派遣の概要
- (3) 派遣時期及び回数
- (4) 派遣専門家に支払う謝金及び旅費の額並びにその支払時期及び支払方法

(派遣専門家への指導依頼)

第6 センターは、前条で定めた専門家派遣方針に基づき、派遣専門家に対して専門家派遣事業指導依頼書（第3号様式）により対象企業への診断・助言による支援の実施を依頼する。

(対象企業への専門家派遣通知)

第7 センターは、第5条で定めた専門家派遣方針に基づき、対象企業に対して専門家派遣通知書（第4号様式）により、派遣の実施等について通知する。

(派遣時期及び回数の変更)

第8 対象企業は、前条にて通知された派遣時期及び回数を変更する場合は、予め専門家派遣変更申請書（第5号様式）をセンターに提出し、承認を得なければならない。

2 センターは、承認を決定したときは、派遣専門家に対して専門家派遣事業変更指導依頼書（第6号様式）を、対象企業に対して専門家派遣変更決定通知書（第7号様式）を送付するものとする。

(派遣専門家の義務等)

第9 派遣専門家は、専門家派遣を引き受けることにより知り得た対象企業の企業秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

2 センターは、必要があると認めたときは、専門家派遣方針において予定されている対象企業の事業所への派遣（以下「現地派遣」という。）が終了する前に、派遣専門家に対して中間状況報告を求めることができる。

(立入調査)

第10 センターは、派遣専門家の支援状況を立入調査することができる。

2 立入調査の際、派遣専門家としてふさわしくない支援状況があった場合、センターは是正を求めることができる。

(報告書)

第11 派遣専門家は、現地派遣が終了した後速やかに、現地派遣に際して行った助言等による支援の内容を記載した専門家派遣事業業務報告書（第8号様式）を作成し、センターに提出する。

2 対象企業は、業務が終了した後速やかに、専門家派遣を受けた内容及び今後の対応等

に関する報告書（第9号様式）を作成し、センターに提出する。

- 3 センターは、前2項の報告書の内容について疑義が生じた場合、作成者に対し説明を求め、また、その内容が不備な場合は報告書の再提出を指示することができる。

（派遣専門家に対する謝金及び旅費）

第12 派遣専門家に対する謝金及び旅費の支払基準は、別表のとおりとする。

- 2 センターは、診断・助言を実施後、派遣専門家に対し謝金及び旅費を支払う。

（対象企業からの負担金の徴収）

第13 対象企業は、事業負担金として、派遣専門家に支払うべき旅費及び謝金のそれぞれ3分の1に相当する額（1円未満の端数は切り上げる。）を、センターからの負担金納入の依頼通知（第10号様式）に基づき支払う。

（事後調査）

第14 センターは事業終了後、対象企業を訪問し、事業による支援の効果、派遣専門家の支援状況等について調査することができる。

- 2 センターは前項の調査の結果、支障あるものと認められた場合は、対応策を協議するものとする。

附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年10月28日から施行する。